

貯水槽水道及び飲用井戸等に係る衛生管理状況について

1. 調査内容

(1) 簡易専用水道の衛生管理状況

水道法第34条の2で定められている簡易専用水道の管理の検査の受検状況、検査事項の不適合状況等について調査を行った。

(2) 小規模貯水槽水道の衛生管理状況

小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が10m³以下のもの）について、都道府県、すべての市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の条例・要綱等の制定状況、施設数並びに検査実施状況等の調査を行った。

(3) 飲用井戸等の衛生管理状況

水道法の規制を受けない水道であって、人の飲用に用いられているものについて、厚生労働省では、飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年1月29日付衛水第12号、令和元年年10月17日最終改正）において都道府県等に対して適正管理について通知している。また、条例、要綱等を制定する都道府県等についてはそれぞれの例規に基づき指導がなされている。条例・要綱等の制定状況、飲用井戸等の水質検査結果等について調査を行った。

2. 調査方法及び時期

都道府県の水道担当部局に対し簡易専用水道、小規模貯水槽水道及び飲用井戸について、令和2年度の衛生管理状況の調査を実施した。

令和2年度の簡易専用水道の検査実績については、都道府県から収集した簡易専用水道検査機関（地方公共団体の機関及び登録検査機関）による検査実績をもとに集計した。

3. 調査結果

(1) 簡易専用水道

簡易専用水道の定期検査の実施施設数及び検査における指摘事項は表1-1、1-2に示すとおりである。また、特に衛生上問題があったために報告された施設についての指摘事項は表1-3-1及び表1-3-2、行政による立入検査数は表1-4、都道府県、保健所設置市、保健所設置市を除く市、特別区別の施設設置状況、検査実施状況等は表1-5、全国の施設数及び受検率の経年変化は図1-1のとおりである。

表1-1 簡易専用水道の設置状況及び検査実施状況

	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
検査対象施設数	207,260	207,687	207,368	207,020	206,461
検査実施施設数	162,543	163,408	162,574	162,249	161,878
受検率	78.4%	78.7%	78.4%	78.4%	78.4%

表 1-2 簡易専用水道の検査における不適合内容

		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2		
検査指摘施設数		37,943	37,180	37,524	37,320	37,130		
検査指摘率		23.3%	22.8%	23.1%	23.0%	22.9%		
施設 の 外 観 査	水 槽	水槽の周囲の状態	11.3%	11.6%	11.8%	11.9%	12.2%	
		受	受水槽本体の状態	14.4%	14.0%	14.6%	15.1%	14.1%
			受水槽上部の状態	7.8%	6.8%	6.8%	7.1%	6.8%
		水	受水槽内部の状態	12.5%	12.4%	12.4%	12.1%	11.7%
			マンホールの状態	20.4%	20.8%	21.1%	21.1%	21.1%
			オーバーフロー管の状態	8.1%	7.8%	8.1%	7.9%	7.9%
		槽	通気管の状態	11.3%	10.7%	10.8%	10.6%	10.7%
	水抜き管の状態		9.8%	9.6%	9.5%	9.9%	9.2%	
	高 置 水 槽	高 置	高置水槽本体の状態	8.0%	7.7%	8.1%	7.7%	7.9%
			高置水槽上部の状態	2.0%	2.0%	1.8%	1.8%	1.8%
			高置水槽内部の状態	7.4%	7.6%	7.8%	6.7%	6.7%
		水 槽	マンホールの状態	12.6%	12.9%	13.3%	12.4%	12.2%
			オーバーフロー管の状態	4.7%	4.3%	4.5%	4.2%	4.1%
			通気管の状態	13.1%	12.9%	12.3%	13.0%	12.8%
水抜き管の状態			2.0%	1.5%	1.5%	1.6%	1.4%	
他	給水管等の状態	1.2%	1.0%	1.2%	1.2%	1.3%		
水 質 査	臭気	0.01%	0.03%	0.05%	0.03%	0.07%		
	味	0.00%	0.02%	0.02%	0.01%	0.02%		
	色	0.05%	0.01%	0.22%	0.01%	0.02%		
	色度	0.12%	0.24%	0.08%	0.05%	0.23%		
	濁度(濁りを含む)	0.10%	0.23%	0.69%	0.02%	0.13%		
	残留塩素	0.9%	0.5%	0.5%	0.4%	0.7%		
書類の整備保存の状況		28.5%	26.9%	29.2%	27.9%	28.0%		

注) 1 : 検査指摘施設数は検査機関から上記 23 項目についての指摘を受けた施設である。

2 : 検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合 (複数回答あり)

表 1-3-1 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ため
報告された内容

		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2		
報告施設数		1,167	1,261	1,545	1,134	1,121		
報告率		0.7%	0.8%	1.0%	0.7%	0.7%		
施設 の 外 観 検 査	水槽の周囲の状態	9.6%	7.9%	7.1%	6.4%	6.4%		
	受	受水槽本体の状態	23.4%	22.0%	15.2%	18.0%	18.4%	
		受水槽上部の状態	7.8%	7.2%	4.3%	7.0%	4.5%	
		受水槽内部の状態	45.4%	34.0%	33.2%	34.6%	33.1%	
	水 槽	マンホールの状態	24.1%	20.6%	16.2%	16.4%	19.5%	
		オーバーフロー管の状態	14.6%	5.7%	3.8%	4.3%	4.0%	
		通気管の状態	10.3%	10.0%	6.8%	9.0%	6.6%	
	高 置 水 槽	水抜き管の状態	5.0%	6.7%	2.5%	4.1%	4.2%	
		高置水槽本体の状態	高置水槽本体の状態	9.8%	11.3%	10.4%	9.8%	8.9%
			高置水槽上部の状態	1.5%	2.6%	1.3%	1.1%	0.6%
			高置水槽内部の状態	18.0%	18.1%	14.7%	17.7%	15.5%
		水 槽	マンホールの状態	13.1%	13.0%	13.0%	11.1%	11.3%
			オーバーフロー管の状態	3.6%	3.4%	2.1%	4.5%	3.3%
			通気管の状態	9.7%	9.8%	7.8%	9.9%	7.9%
他		水抜き管の状態	0.9%	1.0%	0.3%	0.5%	0.4%	
	給水管等の状態	4.1%	2.2%	1.3%	1.3%	1.8%		
水 質 検 査	臭気	0.0%	0.1%	0.3%	0.1%	0.2%		
	味	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.3%		
	色	0.4%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%		
	色度	0.6%	0.8%	0.6%	0.7%	1.0%		
	濁度(濁りを含む)	0.3%	0.2%	0.2%	0.4%	0.4%		
	残留塩素	9.6%	9.0%	6.9%	8.7%	14.2%		
書類の整備保存の状況		15.8%	22.4%	15.7%	14.1%	16.1%		

表 1-3-2 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために
報告された内容

		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
報告施設数		1,167	1,261	1,545	1,134	1,121
報告率		0.7%	0.8%	1.0%	0.7%	0.7%
内 訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	12.3%	10.8%	9.4%	7.1%	10.9%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	4.2%	4.3%	4.6%	3.6%	3.6%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	9.0%	7.9%	13.0%	9.0%	15.6%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	4.5%	6.3%	3.9%	3.5%	3.5%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	36.1%	41.5%	37.8%	44.5%	39.1%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	34.0%	29.3%	31.3%	32.2%	27.4%

注) 1 上表の報告対象施設数は、平成 15 年 7 月 23 日付け厚生労働省告示第 262 号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、検査機関の助言を受け設置者より行政庁へ報告の措置が行われた施設数である。

2 報告率は、報告施設数が判明している都道府県等の検査実施施設数に対する報告の措置が行われた施設数の割合

3 内訳別の報告率は報告施設数に対する割合（複数回答あり）

表 1-4 簡易専用水道における行政立入検査・指導数

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県(以下を除く)	164	67	22	0
保健所設置市を除く市	326	167	117	7
保健所設置市	1,798	646	407	0
特別区	48	28	22	0
合計	2,336	908	568	7

表 1-5 簡易専用水道の設置状況及び検査

(都道府県(町村のみ))

		検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
北海道		653	300	45.9
青森県		195	182	93.3
岩手県		231	217	93.9
宮城県		525	409	77.9
秋田県		73	64	87.7
山形県		100	99	99.0
福島県		528	297	56.3
茨城県		375	258	68.8
栃木県		297	195	65.7
群馬県		402	271	67.4
埼玉県		643	518	80.6
千葉県		259	35	13.5
東京都		2,718	2,706	99.6
神奈川県		801	623	77.8
新潟県		180	127	70.6
富山県		35	31	88.6
石川県		126	100	79.4
福井県		46	46	100.0
山梨県		195	44	22.6
長野県		410	365	89.0
岐阜県		210	188	89.5
静岡県		462	361	78.1
愛知県		527	372	70.6
三重県		116	92	79.3
滋賀県		102	68	66.7
京都府		216	206	95.4
大阪府		228	191	83.8
兵庫県		279	254	91.0
奈良県		358	183	51.1
和歌山県		176	171	97.2
鳥取県		72	66	91.7
島根県		51	48	94.1
岡山県		105	101	96.2
広島県		225	206	91.6
山口県		31	29	93.5
徳島県		167	116	69.5
香川県		216	176	81.5
愛媛県		128	90	70.3
高知県		72	70	97.2
福岡県		265	86	32.5
佐賀県		152	145	95.4
長崎県		130	116	89.2
熊本県		159	146	91.8
大宮		39	37	94.9
分岐		122	92	75.4
鹿兒島		124	121	97.6
沖縄		681	547	80.3
合計		14,205	11,165	78.6

(保健所設置市)

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
札幌市	3,241	2,568	79.2
函館市	229	212	92.6
小樽市	451	353	78.3
旭川市	437	296	67.7
青森市	455	403	88.6
八戸市	233	233	100.0
盛岡市	804	564	70.1
仙台市	3,790	3,226	85.1
秋田市	518	424	81.9
山形市	443	350	79.0
郡山市	732	572	78.1
いわき市	474	392	82.7
福島市	637	436	68.4
宇都宮市	1,204	778	64.6
前橋市	584	364	62.3
高崎市	610	386	63.3
さいたま市	2,747	1,910	69.5
川越市	900	601	66.8
越谷市	470	311	66.2
川口市	1,574	1,130	71.8
千葉市	1,597	1,226	76.8
船橋市	1,059	793	74.9
柏市	587	521	88.8
八王子市	704	648	92.0
町田市	446	423	94.8
横浜市	6,249	5,693	91.1
川崎市	2,599	2,361	90.8
相模原市	1,117	704	63.0
横須賀市	474	413	87.1
藤沢市	834	690	82.7
茅ヶ崎市	266	229	86.1
新潟市	1,504	1,400	93.1
富山市	495	427	86.3
金沢市	555	512	92.3
福井市	241	225	93.4
甲府市	497	446	89.7
長野市	504	433	85.9
岐阜市	434	413	95.2
静岡市	1,768	1,359	76.9
浜松市	1,059	950	89.7
名古屋	5,203	4,509	86.7
豊橋市	587	457	77.9
岡崎市	663	399	60.2
豊田市	618	234	37.9
四日市	275	2	0.7

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
大津市	718	538	74.9
京都市	3,646	3,137	86.0
大阪市	7,515	5,985	79.6
堺市	1,246	1,066	85.6
豊中市	735	579	78.8
高槻市	267	256	95.9
枚方市	776	666	85.8
東大阪市	359	317	88.3
八尾市	388	274	70.6
寝屋川市	875	733	83.8
神戸市	2,541	2,075	81.7
姫路市	1,179	1,131	95.9
尼崎市	1,118	669	59.8
西宮市	1,360	1,146	84.3
明石市	710	534	75.2
奈良市	667	584	87.6
和歌山市	688	615	89.4
鳥取市	372	337	90.6
松江市	409	325	79.5
岡山市	1,220	1,084	88.9
倉敷市	518	475	91.7
広島市	2,452	2,032	82.9
呉市	423	364	86.1
福山市	684	458	67.0
下関市	466	385	82.6
高松市	928	874	94.2
松山市	1,309	606	46.3
高知市	711	494	69.5
北九州市	2,293	1,812	79.0
福岡市	4,246	3,990	94.0
大牟田市	134	131	97.8
久留米市	358	201	56.1
長崎市	841	722	85.9
佐世保市	567	328	57.8
熊本市	1,242	394	31.7
大分市	889	843	94.8
宮崎市	524	447	85.3
鹿児島市	1013	876	86.5
那覇市	1328	911	68.6
合計	98,583	79,370	80.5

(保健所設置市を除く市)

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
北海道	北見市	34	28	82.4
北海道	石狩市	120	103	85.8
北海道	千歳市	55	0	0.0
北海道	恵庭市	143	114	79.7
北海道	北見市	74	43	58.1
北海道	北見市	67	42	62.7
北海道	三好市	67	67	100.0
北海道	美幌市	9	9	100.0
北海道	夕張市	24	8	33.3
北海道	歌志内市	8	7	87.5
北海道	歌志内市	5	3	60.0
北海道	滝川市	22	1	4.5
北海道	滝川市	68	12	17.6
北海道	赤平市	10	10	100.0
北海道	赤平市	12	5	41.7
北海道	深川市	14	14	100.0
北海道	登別市	95	93	97.9
北海道	伊達市	59	59	100.0
北海道	苫小牧市	10	10	100.0
北海道	士別市	236	167	70.8
北海道	士別市	16	16	100.0
北海道	名寄市	26	0	0.0
北海道	富良野市	32	11	34.4
北海道	稚内市	68	13	19.1
北海道	稚内市	65	65	100.0
北海道	網走市	41	40	97.6
北海道	紋別市	24	20	83.3
北海道	帯広市	110	108	98.2
北海道	釧路市	174	166	95.4
北海道	釧路市	25	17	68.0
北海道	留萌市	34	34	100.0
青森県	森田市	215	174	80.9
青森県	黒石市	13	13	100.0
青森県	五所市	27	27	100.0
青森県	森田市	50	47	94.0
青森県	森田市	38	36	94.7
青森県	森田市	38	38	100.0
青森県	森田市	10	10	100.0
青森県	森田市	12	12	100.0
青森県	宮田市	62	38	61.3
岩手県	大船渡市	79	79	100.0
岩手県	久慈市	33	33	100.0
岩手県	遠野市	27	27	100.0
岩手県	陸奥市	31	24	77.4
岩手県	釜淵市	47	47	100.0
岩手県	二戸市	30	29	96.7
岩手県	八幡平市	32	32	100.0
岩手県	奥州市	134	124	92.5
岩手県	滝沢市	45	35	77.8
岩手県	一関市	173	114	65.9
岩手県	花巻市	117	104	88.9
岩手県	北上市	126	116	92.1
宮城県	多賀城市	153	96	62.7
宮城県	富谷市	82	70	85.4
宮城県	栗原市	96	68	70.8
宮城県	登米市	77	55	71.4
宮城県	岩手市	79	50	63.3
宮城県	大崎市	193	109	56.5
宮城県	気仙沼市	138	75	54.3
宮城県	白石市	33	28	84.8
宮城県	角田市	38	17	44.7
宮城県	名取市	148	108	73.0
宮城県	塩竈市	84	65	77.4
宮城県	石巻市	227	104	45.8
宮城県	東松島市	39	34	87.2
秋田県	鹿角市	33	25	75.8
秋田県	大館市	84	81	96.4
秋田県	北秋田市	26	25	96.2
秋田県	能代市	62	62	100.0
秋田県	鹿角市	43	29	67.4

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
秋田県	上荘市	19	15	78.9
秋田県	利根市	70	67	95.7
秋田県	にかほ市	24	17	70.8
秋田県	大仙市	58	53	91.4
秋田県	大仙市	31	24	77.4
秋田県	横手市	80	68	85.0
秋田県	湯沢市	40	38	95.0
秋田県	寒河江市	40	31	77.5
山形県	鶴岡市	118	77	65.3
山形県	酒田市	145	145	100.0
山形県	新村市	75	34	45.3
山形県	庄町市	11	11	100.0
山形県	天童市	91	62	68.1
山形県	東根市	57	15	26.3
山形県	米沢市	119	76	63.9
山形県	上山市	36	35	97.2
山形県	長井市	24	24	100.0
山形県	尾花沢市	2	2	100.0
山形県	南陽市	24	24	100.0
福島県	二本松市	73	4	5.5
福島県	伊達市	44	37	84.1
福島県	本宮市	47	34	72.3
福島県	須賀川市	86	62	72.1
福島県	白村市	18	13	72.2
福島県	白河市	73	69	94.5
福島県	会津若松市	285	200	70.2
福島県	喜多方市	45	28	62.2
福島県	相馬市	48	28	58.3
福島県	南相馬市	124	60	48.4
福島県	戸田市	530	423	79.8
茨城県	日立市	143	117	81.8
茨城県	土浦市	257	171	66.5
茨城県	古河市	144	106	73.6
茨城県	石岡市	63	61	96.8
茨城県	結城市	47	34	72.3
茨城県	龍ヶ崎	70	61	87.1
茨城県	下妻市	44	32	72.7
茨城県	常総市	68	44	64.7
茨城県	常陸太田市	66	39	59.1
茨城県	高萩市	39	36	92.3
茨城県	北茨城市	57	43	75.4
茨城県	笠間市	100	62	62.0
茨城県	取手市	119	103	86.6
茨城県	牛久市	66	57	86.4
茨城県	つくば市	471	292	62.0
茨城県	ひたちなか市	229	172	75.1
茨城県	鹿嶋市	75	54	72.0
茨城県	潮来市	29	29	100.0
茨城県	守谷市	55	54	98.2
茨城県	常陸大宮市	52	48	92.3
茨城県	那珂市	51	43	84.3
茨城県	筑西市	81	55	67.9
茨城県	坂東市	54	38	70.4
茨城県	稲敷市	47	27	57.4
茨城県	かすみがうら市	48	27	56.3
茨城県	桜川市	35	28	80.0
茨城県	神栖市	139	86	61.9
茨城県	行方市	28	27	96.4
茨城県	鉾田市	28	28	100.0
茨城県	つくばみらい市	57	37	64.9
茨城県	小美玉市	43	35	81.4
栃木県	足利市	188	137	72.9
栃木県	栃木市	197	131	66.5
栃木県	佐野市	192	100	52.1
栃木県	鹿沼市	96	71	74.0
栃木県	日光市	214	116	54.2
栃木県	小山市	219	130	59.4
栃木県	真岡市	83	58	69.9
栃木県	大田原市	99	67	67.7
栃木県	矢板市	53	29	54.7

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
栃木県	那塩原市	259	132	51.0
栃木県	須くら市	58	29	50.0
栃木県	那須烏山市	25	15	60.0
栃木県	下野川市	81	56	69.1
群馬県	渋川市	108	91	84.3
群馬県	伊勢崎市	229	159	69.4
群馬県	安中市	83	66	79.5
群馬県	藤岡市	134	47	35.1
群馬県	富岡市	0	64	-
群馬県	沼田市	51	46	90.2
群馬県	太田市	340	225	66.2
群馬県	館林市	91	74	81.3
群馬県	桐生市	76	76	100.0
群馬県	みどり市	46	46	100.0
埼玉県	熊谷市	367	289	78.7
埼玉県	行田市	84	60	71.4
埼玉県	秩父市	73	61	83.6
埼玉県	所沢市	584	449	76.9
埼玉県	飯能市	157	123	78.3
埼玉県	加須市	126	95	75.4
埼玉県	本庄市	129	83	64.3
埼玉県	東松山市	148	99	66.9
埼玉県	春日部市	335	256	76.4
埼玉県	狭山市	254	184	72.4
埼玉県	羽生市	81	57	70.4
埼玉県	鴻巣市	152	130	85.5
埼玉県	深谷市	224	125	55.8
埼玉県	上尾市	337	213	63.2
埼玉県	草加市	402	321	79.9
埼玉県	蕨市	240	144	60.0
埼玉県	戸田市	406	341	84.0
埼玉県	入間市	279	209	74.9
埼玉県	朝霞市	384	295	76.8
埼玉県	志木市	164	92	56.1
埼玉県	和光市	238	178	74.8
埼玉県	新座市	360	211	58.6
埼玉県	桶川市	103	82	79.6
埼玉県	久喜市	215	160	74.4
埼玉県	北本市	106	72	67.9
埼玉県	八潮市	127	82	64.6
埼玉県	富士見市	195	148	75.9
埼玉県	三郷市	186	158	84.9
埼玉県	蓮坂市	61	42	68.9
埼玉県	戸手市	172	147	85.5
埼玉県	幸手市	67	56	83.6
埼玉県	鶴ヶ島市	155	120	77.4
埼玉県	日高市	56	53	94.6
埼玉県	吉川市	95	72	75.8
埼玉県	ふじみ野市	247	167	67.6
埼玉県	白岡市	63	51	81.0
千葉県	習志野市	331	282	85.2
千葉県	八千代市	177	153	86.4
千葉県	鎌ヶ谷市	82	65	79.3
千葉県	市川市	733	540	73.7
千葉県	浦安市	284	110	38.7
千葉県	松戸市	762	556	73.0
千葉県	流山市	264	198	75.0
千葉県	我孫子市	176	133	75.6
千葉県	野田市	135	123	91.1
千葉県	佐倉市	307	203	66.1
千葉県	四街道市	82	76	92.7
千葉県	八街市	31	31	100.0
千葉県	印西市	109	82	75.2
千葉県	白井市	46	30	65.2
千葉県	成田市	202	162	80.2
千葉県	富里市	47	38	80.9
千葉県	香取市	74	61	82.4
千葉県	銚子市	50	40	80.0
千葉県	旭市	42	42	100.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
千葉県	葉巻市	32	29	90.6
千葉県	東金市	52	52	100.0
千葉県	山武市	40	40	100.0
千葉県	大網白里市	33	33	100.0
千葉県	茂原市	108	97	89.8
千葉県	勝浦市	31	31	100.0
千葉県	いすみ市	38	34	89.5
千葉県	館山市	87	66	75.9
千葉県	南房総市	57	43	75.4
千葉県	鴨川市	76	66	86.8
千葉県	君津市	99	89	89.9
千葉県	袖ヶ浦市	61	58	95.1
千葉県	富津市	58	53	91.4
千葉県	葉巻市	145	133	91.7
千葉県	更津市	279	254	91.0
東京都	青梅市	185	184	99.5
東京都	羽村市	98	91	92.9
東京都	福生市	69	64	92.8
東京都	あきる野市	52	51	98.1
東京都	日野市	163	155	95.1
東京都	稲城市	80	75	93.8
東京都	多摩市	171	155	90.6
東京都	立川市	345	331	95.9
東京都	昭島市	161	148	91.9
東京都	国分寺市	132	132	100.0
東京都	国立市	106	101	95.3
東京都	武蔵村山市	37	37	100.0
東京都	東大和市	77	72	93.5
東京都	府中市	381	355	93.2
東京都	調布市	360	310	86.1
東京都	狛江市	59	59	100.0
東京都	武蔵野市	295	277	93.9
東京都	三鷹市	261	241	92.3
東京都	小金井市	145	135	93.1
東京都	小平市	211	201	95.3
東京都	東村山市	191	179	93.7
東京都	清瀬市	91	89	97.8
東京都	西東京市	248	242	97.6
東京都	久留米市	137	133	97.1
神奈川県	平塚市	497	378	76.1
神奈川県	鎌倉市	249	108	43.4
神奈川県	逗子市	90	75	83.3
神奈川県	小田原市	287	251	87.5
神奈川県	三浦市	73	37	50.7
神奈川県	秦野市	249	174	69.9
神奈川県	伊勢原市	151	122	80.8
神奈川県	厚木市	429	387	90.2
神奈川県	海老名市	240	229	95.4
神奈川県	座間市	252	199	79.0
神奈川県	大和市	445	378	84.9
神奈川県	綾瀬市	123	109	88.6
神奈川県	南足柄市	43	41	95.3
新潟県	新潟市	68	59	86.8
新潟県	新潟市	171	123	71.9
新潟県	阿賀野市	45	23	51.1
新潟県	胎内市	51	23	45.1
新潟県	五泉市	38	35	92.1
新潟県	湯沢市	117	84	71.8
新潟県	湯沢市	72	62	86.1
新潟県	加茂市	28	25	89.3
新潟県	長岡市	400	318	79.5
新潟県	見岡市	0	0	-
新潟県	見附市	30	27	90.0
新潟県	見小谷市	33	27	81.8
新潟県	魚沼市	38	34	89.5

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
新潟県	魚沼市	64	55	85.9
新潟県	十日町市	76	40	52.6
新潟県	柏崎市	125	99	79.2
新潟県	上越市	190	167	87.9
新潟県	妙高市	75	49	65.3
新潟県	糸魚川市	40	33	82.5
新潟県	佐渡市	76	60	78.9
新潟県	射水市	119	96	80.7
新潟県	砺波市	47	35	74.5
新潟県	南砺市	51	48	94.1
富山県	氷見市	39	36	92.3
富山県	黒部市	22	19	86.4
富山県	滑川市	29	29	100.0
富山県	高岡市	129	107	82.9
富山県	小矢部市	17	17	100.0
富山県	魚津市	32	32	100.0
石川県	七尾市	74	44	59.5
石川県	小松市	118	87	73.7
石川県	輪島市	23	15	65.2
石川県	珠洲市	13	10	76.9
石川県	加賀市	117	66	56.4
石川県	羽咋市	14	12	85.7
石川県	白川町	0	9	-
石川県	能登町	50	42	84.0
石川県	野々市市	42	31	73.8
石川県	野々市市	52	45	86.5
福井県	敦賀市	95	55	57.9
福井県	小浜市	29	24	82.8
福井県	大野市	9	5	55.6
福井県	勝山市	11	11	100.0
福井県	鯖江市	75	34	45.3
福井県	あわら市	53	36	67.9
福井県	坂井市	57	57	100.0
福井県	梨甲市	98	44	44.9
福井県	梨中町	15	5	33.3
山梨県	南アルプス市	48	48	100.0
山梨県	北杜市	81	57	70.4
山梨県	山梨市	123	67	54.5
山梨県	山梨市	43	30	69.8
山梨県	山梨市	89	51	57.3
山梨県	甲斐市	32	32	100.0
山梨県	富士吉田市	82	43	52.4
山梨県	富士吉田市	66	0	0.0
山梨県	大月市	41	27	65.9
山梨県	上野原市	31	19	61.3
長野県	小諸市	53	36	67.9
長野県	小佐久市	98	98	100.0
長野県	上田市	189	139	73.5
長野県	東御市	42	26	61.9
長野県	野谷市	58	55	94.8
長野県	諏訪市	80	70	87.5
長野県	茅野市	77	45	58.4
長野県	伊那市	51	49	96.1
長野県	駒根市	16	15	93.8
長野県	飯田市	69	44	63.8
長野県	松本市	326	272	83.4
長野県	塩尻市	67	58	86.6
長野県	安曇野市	75	44	58.7
長野県	安曇野市	19	15	78.9
長野県	大須坂市	53	30	56.6
長野県	千曲市	43	41	95.3
長野県	中野市	30	25	83.3
長野県	飯山市	17	17	100.0
岐阜県	大垣市	138	131	94.9
岐阜県	高山市	104	81	77.9

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
岐阜県	多治見市	158	120	75.9
岐阜県	関市	83	83	100.0
岐阜県	津川市	78	69	88.5
岐阜県	美濃市	23	19	82.6
岐阜県	瑞浪市	51	37	72.5
岐阜県	羽島市	40	33	82.5
岐阜県	恵那市	66	57	86.4
岐阜県	美濃市	53	47	88.7
岐阜県	土岐市	53	38	71.7
岐阜県	各務原市	122	118	96.7
岐阜県	可児市	95	88	92.6
岐阜県	山県市	10	10	100.0
岐阜県	瑞穂市	29	28	96.6
岐阜県	飛騨市	30	23	76.7
岐阜県	本巣市	26	21	80.8
岐阜県	郡上市	28	28	100.0
岐阜県	下呂市	41	36	87.8
岐阜県	海津市	23	19	82.6
静岡県	沼津市	502	350	69.7
静岡県	熱海市	255	221	86.7
静岡県	三島市	269	184	68.4
静岡県	富士宮市	190	104	54.7
静岡県	伊東市	150	98	65.3
静岡県	島田市	110	77	70.0
静岡県	富土市	269	269	100.0
静岡県	磐田市	212	158	74.5
静岡県	焼津市	215	164	76.3
静岡県	掛川市	203	175	86.2
静岡県	藤枝市	195	143	73.3
静岡県	御殿場市	189	128	67.7
静岡県	袋井市	144	93	64.6
静岡県	下田市	63	37	58.7
静岡県	裾野市	77	62	80.5
静岡県	湖西市	125	66	52.8
静岡県	伊豆市	67	42	62.7
静岡県	御前崎市	50	47	94.0
静岡県	菊川市	102	53	52.0
静岡県	伊豆の国市	90	58	64.4
静岡県	牧之原市	67	53	79.1
静岡県	一宮市	337	315	93.5
愛知県	瀬戸市	219	153	69.9
愛知県	半田市	158	153	96.8
愛知県	春日井市	469	333	71.0
愛知県	豊川市	187	158	84.5
愛知県	津島市	83	68	81.9
愛知県	碧南市	84	66	78.6
愛知県	刈谷市	365	246	67.4
愛知県	安城市	479	370	77.2
愛知県	西尾市	133	97	72.9
愛知県	蒲郡市	120	71	59.2
愛知県	犬山市	99	82	82.8
愛知県	常滑市	104	60	57.7
愛知県	江南市	99	99	100.0
愛知県	小牧市	317	243	76.7
愛知県	稲沢市	175	116	66.3
愛知県	新城市	52	52	100.0
愛知県	東海市	183	155	84.7
愛知県	大府市	179	143	79.9
愛知県	知多市	86	62	72.1
愛知県	知立市	111	91	82.0
愛知県	尾張旭市	139	136	97.8
愛知県	高浜市	63	33	52.4
愛知県	岩倉市	72	46	63.9
愛知県	豊明市	110	87	79.1
愛知県	日進市	166	125	75.3
愛知県	田原市	72	64	88.9
愛知県	愛西市	52	34	65.4
愛知県	清須市	81	61	75.3
愛知県	北名古屋	76	70	92.1
愛知県	弥富	68	46	67.6

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
愛知県	知多市	78	52	66.7
愛知県	知多市	61	44	72.1
愛知県	知多市	80	63	78.8
三重県	桑名市	259	64	24.7
三重県	鳥羽市	67	31	46.3
三重県	津市	480	265	55.2
三重県	伊賀市	115	57	49.6
三重県	熊野市	3	3	100.0
三重県	熊野市	15	0	0.0
三重県	松阪市	172	139	80.8
三重県	伊勢市	119	0	0.0
三重県	いなべ市	27	0	0.0
三重県	鈴鹿市	228	178	78.1
三重県	尾鷲市	13	13	100.0
三重県	亀山市	0	0	-
三重県	名張市	123	43	35.0
三重県	志摩市	110	57	51.8
滋賀県	彦根市	207	182	87.9
滋賀県	長浜市	125	93	74.4
滋賀県	近江八幡市	123	92	74.8
滋賀県	草津市	504	351	69.6
滋賀県	守山市	128	114	89.1
滋賀県	栗東市	202	104	51.5
滋賀県	甲賀市	128	89	69.5
滋賀県	賀茂郡	101	80	79.2
滋賀県	湖南市	113	60	53.1
滋賀県	高島市	60	42	70.0
滋賀県	東近江市	122	88	72.1
滋賀県	米原市	47	31	66.0
京都府	福知山市	134	94	70.1
京都府	舞鶴市	168	93	55.4
京都府	綾部市	53	42	79.2
京都府	宇治市	417	295	70.7
京都府	宮津市	45	40	88.9
京都府	亀岡市	123	83	67.5
京都府	城陽市	83	78	94.0
京都府	向日市	106	76	71.7
京都府	岡京市	147	137	93.2
京都府	八幡市	75	58	77.3
京都府	京田辺市	164	146	89.0
京都府	京丹後市	64	42	65.6
京都府	南丹市	59	34	57.6
京都府	木津川市	81	70	86.4
大阪府	池田市	304	198	65.1
大阪府	箕面市	223	170	76.2
大阪府	吹田市	735	599	81.5
大阪府	摂津市	129	108	83.7
大阪府	茨木市	660	422	63.9
大阪府	守口市	310	152	49.0
大阪府	門真市	295	146	49.5
大阪府	交野市	76	73	96.1
大阪府	四條畷市	79	48	60.8
大阪府	大東市	172	135	78.5
大阪府	柏原市	118	88	74.6
大阪府	藤井寺市	92	80	87.0
大阪府	松原市	149	117	78.5
大阪府	羽曳野市	115	101	87.8
大阪府	富田林市	183	136	74.3
大阪府	河内長野市	159	125	78.6
大阪府	大狭山市	130	81	62.3
大阪府	高石市	118	106	89.8
大阪府	泉大津市	165	101	61.2
大阪府	岸和田市	331	262	79.2
大阪府	和泉市	308	252	81.8
大阪府	貝塚市	175	137	78.3
大阪府	泉佐野市	218	146	67.0
大阪府	泉南市	77	67	87.0
大阪府	阪南市	49	41	83.7
大阪府	庫裏市	454	422	93.0
兵庫県	宝塚市	458	446	97.4

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
兵庫県	三田市	260	221	85.0
兵庫県	伊丹市	365	311	85.2
兵庫県	川西市	276	248	89.9
兵庫県	加古川市	332	293	88.3
兵庫県	高砂市	87	77	88.5
兵庫県	西脇市	50	37	74.0
兵庫県	三木市	90	90	100.0
兵庫県	小野市	79	78	98.7
兵庫県	加西市	77	55	71.4
兵庫県	加東市	96	67	69.8
兵庫県	たつの市	92	81	88.0
兵庫県	粟生市	15	15	100.0
兵庫県	相生市	58	54	93.1
兵庫県	赤穂市	76	74	97.4
兵庫県	豊岡市	137	80	58.4
兵庫県	養父市	29	16	55.2
兵庫県	朝来市	17	17	100.0
兵庫県	丹波篠山市	50	45	90.0
兵庫県	丹波市	54	54	100.0
兵庫県	洲本市	59	46	78.0
兵庫県	淡路市	75	70	93.3
兵庫県	南あわじ市	52	48	92.3
奈良県	大和郡	111	73	65.8
奈良県	大和郡	160	126	78.8
奈良県	天理市	234	202	86.3
奈良県	橿原市	192	141	73.4
奈良県	桜井市	77	68	88.3
奈良県	五條市	31	16	51.6
奈良県	所市	27	24	88.9
奈良県	生駒市	168	164	97.6
奈良県	香芝市	91	60	65.9
奈良県	葛城市	40	31	77.5
奈良県	宇陀市	27	20	74.1
和歌山県	海南市	48	43	89.6
和歌山県	橋本市	64	47	73.4
和歌山県	有田市	15	14	93.3
和歌山県	御坊市	33	33	100.0
和歌山県	田辺市	74	0	0.0
和歌山県	新宮市	24	24	100.0
和歌山県	紀の川市	37	4	10.8
和歌山県	岩出市	70	70	100.0
和歌山県	米子市	284	264	93.0
鳥取県	倉吉市	68	66	97.1
鳥取県	根来市	33	27	81.8
鳥取県	根来市	28	23	82.1
鳥取県	出雲市	209	206	98.6
鳥取県	大田市	39	31	79.5
鳥取県	浜田市	99	88	88.9
鳥取県	根来市	25	24	96.0
鳥取県	江津市	62	54	87.1
岡山県	津山市	88	86	97.7
岡山県	玉野市	59	57	96.6
岡山県	笠岡市	56	46	82.1
岡山県	井原市	24	23	95.8
岡山県	総社市	47	47	100.0
岡山県	高梁市	33	33	100.0
岡山県	新見市	16	16	100.0
岡山県	備前市	39	38	97.4
岡山県	瀬戸内市	20	20	100.0
岡山県	赤磐市	15	14	93.3
岡山県	真庭市	27	17	63.0
岡山県	美作市	30	26	86.7
岡山県	浅口市	23	22	95.7
岡山県	島原市	37	37	100.0
岡山県	三原市	191	140	73.3
広島県	尾道市	209	181	86.6
広島県	府中市	43	31	72.1
広島県	三原市	73	65	89.0
広島県	庄原市	64	43	67.2
広島県	庄原市	64	43	67.2
広島県	大竹市	36	34	94.4

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
広島県	東広島市	328	237	72.3
広島県	廿日市	205	184	89.8
広島県	安芸高田市	27	20	74.1
広島県	江田島市	11	11	100.0
山口県	宇部市	142	104	73.2
山口県	山口市	245	170	69.4
山口県	萩市	42	34	81.0
山口県	防府市	97	67	69.1
山口県	下松市	49	46	93.9
山口県	岩国市	117	88	75.2
山口県	光市	20	20	100.0
山口県	長門市	24	23	95.8
山口県	柳井市	25	25	100.0
山口県	美祿市	36	16	44.4
山口県	周南市	206	149	72.3
山口県	山陽小野田市	46	33	71.7
徳島県	徳島市	705	347	49.2
徳島県	鳴門市	93	46	49.5
徳島県	小松島市	45	17	37.8
徳島県	阿波市	23	17	73.9
徳島県	吉野川市	0	19	-
徳島県	阿南市	83	26	31.3
徳島県	美馬市	45	19	42.2
徳島県	島川市	44	23	52.3
徳島県	香川市	186	138	74.2
香川県	坂出市	103	84	81.6
香川県	善通寺市	47	37	78.7
香川県	観音寺市	68	66	97.1
香川県	さぬき市	70	46	65.7
香川県	東かがわ市	47	37	78.7
香川県	三豊市	48	35	72.9
愛媛県	今治市	205	161	78.5
愛媛県	宇和島市	110	63	57.3
愛媛県	八幡浜市	54	43	79.6
愛媛県	新居浜市	223	168	75.3
愛媛県	西条市	71	52	73.2
愛媛県	大洲市	91	33	36.3
愛媛県	伊予市	50	32	64.0
愛媛県	四国中央市	123	55	44.7
愛媛県	西予市	30	20	66.7
愛媛県	東温市	66	26	39.4
高知県	室戸市	8	8	100.0
高知県	安芸市	15	15	100.0
高知県	南国市	38	38	100.0
高知県	土佐市	37	25	67.6
高知県	須崎市	28	27	96.4
高知県	宿毛市	14	14	100.0
福岡県	直方市	53	41	77.4
福岡県	飯塚市	211	162	76.8
福岡県	柳川市	65	36	55.4
福岡県	嘉朝市	50	50	100.0
福岡県	朝倉市	26	23	88.5
福岡県	筑後市	35	35	100.0
福岡県	大川市	66	30	45.5
福岡県	大行市	126	62	49.2
福岡県	豊前市	23	22	95.7
福岡県	中津市	55	35	63.6
福岡県	筑紫野市	230	140	60.9
福岡県	筑紫市	285	171	60.0
福岡県	太宰府市	52	34	65.4
福岡県	古賀市	104	67	64.4
福岡県	糸島市	130	72	55.4
福岡県	みやま市	33	27	81.8
福岡県	宗像市	85	64	75.3
福岡県	福津市	79	67	84.8
福岡県	田川市	65	41	63.1
福岡県	うきは市	1	0	0.0
福岡県	春日市	310	181	58.4
福岡県	小郡市	47	39	83.0
福岡県	八女市	25	18	72.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
佐賀県	佐賀市	534	364	68.2
佐賀県	唐津市	166	155	93.4
佐賀県	鳥栖市	129	104	80.6
佐賀県	多久市	24	22	91.7
佐賀県	伊万里市	68	64	94.1
佐賀県	武雄市	93	82	88.2
佐賀県	鹿島市	33	32	97.0
佐賀県	小城市	37	28	75.7
佐賀県	嬉野市	37	22	59.5
佐賀県	神埼市	41	34	82.9
長崎県	原市	30	24	80.0
長崎県	諫早市	158	119	75.3
長崎県	大村市	121	116	95.9
長崎県	平戸市	40	29	72.5
長崎県	浦市	33	33	100.0
長崎県	対馬市	43	43	100.0
長崎県	壱岐市	19	12	63.2
長崎県	五島市	32	32	100.0
長崎県	西海市	21	21	100.0
長崎県	雲仙市	30	26	86.7
長崎県	南島原市	12	12	100.0
熊本県	荒尾市	35	35	100.0
熊本県	玉名市	29	29	100.0
熊本県	山鹿市	15	15	100.0
熊本県	菊池市	4	4	100.0
熊本県	合志市	29	28	96.6
熊本県	阿蘇市	15	14	93.3
熊本県	宇城市	24	2	8.3
熊本県	八代市	45	45	100.0
熊本県	水俣市	20	20	100.0
熊本県	人吉市	73	0	0.0
熊本県	上天草市	40	13	32.5
熊本県	上天草市	12	1	8.3
大分県	別府市	370	203	54.9
大分県	中津市	74	64	86.5
大分県	日田市	53	47	88.7
大分県	佐伯市	47	45	95.7
大分県	臼杵市	38	36	94.7
大分県	津久見市	7	7	100.0
大分県	竹田市	17	17	100.0
大分県	豊後高田市	15	15	100.0
大分県	杵築市	7	7	100.0
大分県	宇佐市	34	33	97.1
大分県	豊後大野市	20	19	95.0
大分県	由布市	39	34	87.2
大分県	国東市	23	21	91.3
宮崎県	都城市	94	64	68.1
宮崎県	延岡市	123	85	69.1
宮崎県	日向市	65	28	43.1
宮崎県	小林市	18	15	83.3
宮崎県	日向市	86	49	57.0
宮崎県	串間市	8	8	100.0
宮崎県	西都賀市	14	9	64.3
宮崎県	えびの市	10	8	80.0
鹿児島県	鹿屋市	71	68	95.8
鹿児島県	枕崎市	11	9	81.8
鹿児島県	阿久根市	22	22	100.0
鹿児島県	出水市	43	24	55.8
鹿児島県	指宿市	38	38	100.0
鹿児島県	西之表市	21	20	95.2
鹿児島県	垂水市	12	12	100.0
鹿児島県	薩摩川内市	118	101	85.6
鹿児島県	日置市	41	36	87.8
鹿児島県	曾於市	12	11	91.7
鹿児島県	霧島市	165	142	86.1
鹿児島県	いちき串木野市	23	23	100.0
鹿児島県	南さつま市	39	36	92.3
鹿児島県	志布志市	23	22	95.7
鹿児島県	奄美市	72	67	93.1
鹿児島県	南九州市	11	11	100.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
鹿児島県	伊佐市	16	15	93.8
鹿児島県	始良市	45	43	95.6
沖縄県	名護市	136	117	86.0
沖縄県	うるま市	156	141	90.4
沖縄県	豊見城市	110	110	100.0
沖縄県	石垣市	94	92	97.9
沖縄県	浦添市	286	241	84.3
沖縄県	南城市	57	56	98.2
沖縄県	沖縄市	236	177	75.0
沖縄県	宮古島市	107	90	84.1
沖縄県	宜野湾市	202	158	78.2
沖縄県	糸満市	108	95	88.0
合計		77231	58545	75.8

(特別区)

	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
千代田区	745	709	95.2
中央区	1,368	879	64.3
港区	1,211	814	67.2
新宿区	1,374	609	44.3
文京区	514	408	79.4
台東区	531	453	85.3
墨田区	503	239	47.5
江東区	1,022	916	89.6
品川区	766	562	73.4
目黒区	356	284	79.8
大田区	793	760	95.8
世田谷区	807	764	94.7
渋谷区	849	718	84.6
中野区	340	242	71.2
杉並区	398	354	88.9
豊島区	616	348	56.5
北区	434	404	93.1
荒川区	270	233	86.3
板橋区	726	709	97.7
練馬区	752	658	87.5
足立区	779	720	92.4
葛飾区	618	471	76.2
江戸川区	670	544	81.2
合計	16,442	12,798	77.8

	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率
都道府県	14,205	11,165	78.6
保健所設置市	98,583	79,370	80.5
保健所設置市を除く市	77,231	58,545	75.8
特別区	16,442	12,798	77.8
合計	206,461	161,878	78.4
令和元年度	207,020	162,249	78.4

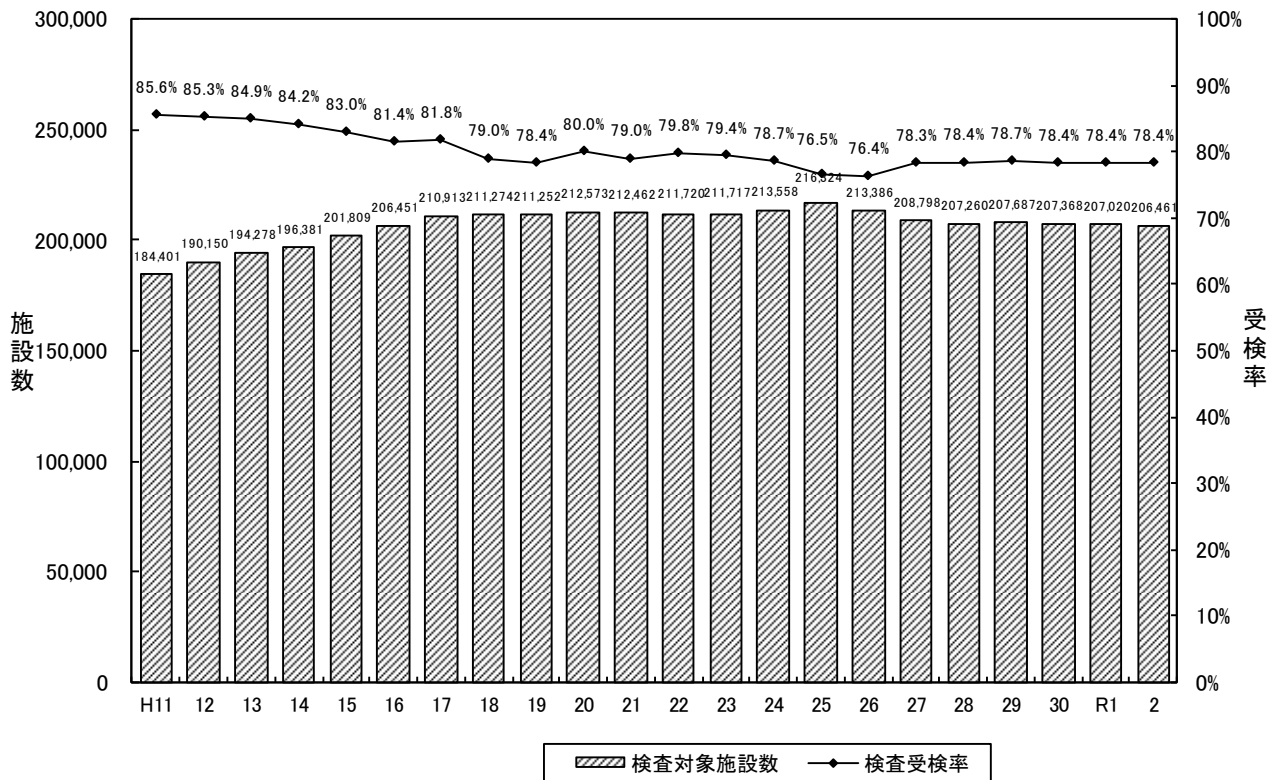


図1-1 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

注) 平成20年度までの検査対象施設数及び検査受検率については、都道府県等が把握している検査を実施した施設数及び簡易専用水道検査機関から収集した検査実績をもとに厚生労働省で集計した。平成21年度以降の検査対象施設数及び検査受検率については、都道府県等の取組を明確にするため、都道府県等が把握している検査を実施した施設数を集計している。

○ 衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報に係る情報共有の調査結果

衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報に係る情報共有について、保健所設置市、保健所設置市を除く市、特別区の状況を図1-2に示す。平成25年4月1日に都道府県から権限の移譲があった保健所設置市を除く市は、21%が未回答であり、31%が情報共有を未実施であった。衛生行政担当部局と水道事業者の間で、施設所在地情報の共有化を促進し、衛生行政担当部局において受験指導を効果的に行うことで法定検査受検率向上の推進をお願いしたい。また、各施設の状況を把握するために、登録検査機関の協力による代行報告を活用し、併せて、法定検査未受検施設に対する指導等を徹底することにより管理水準の向上の推進をお願いしたい。

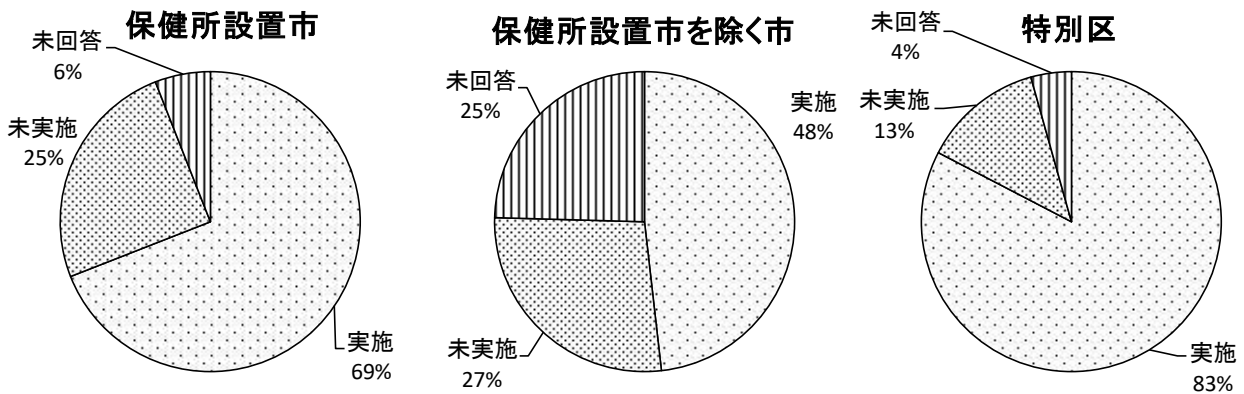
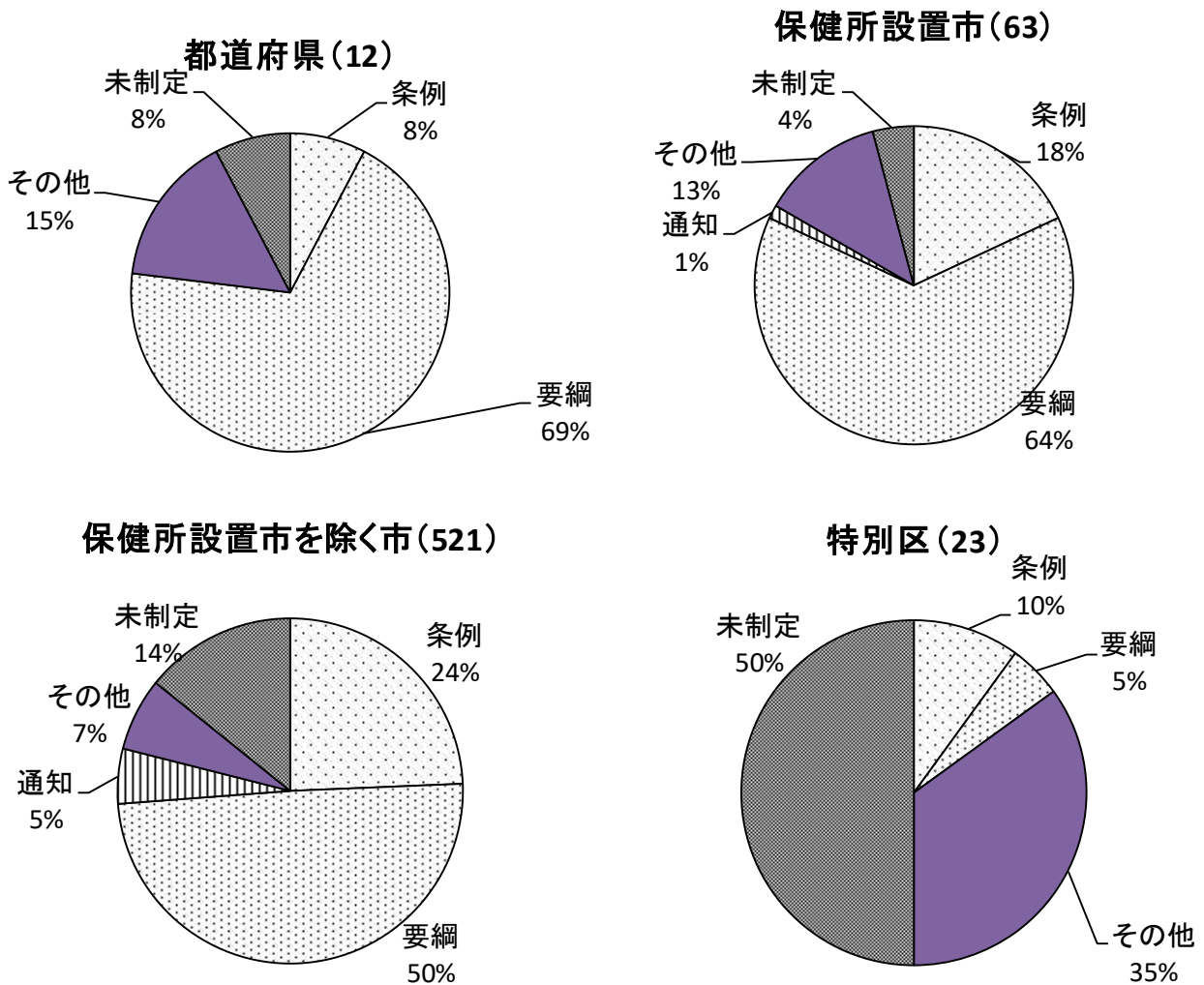


図1-2 衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報共有状況

○簡易専用水道の指導監督に関する規定の策定状況

簡易専用水道の指導監督に関する規定の策定状況を図1-3に示す。



注) 未回答分は除く、() は回答自治体数を示す。

図1-3 簡易専用水道の指導監督に関する規定の策定状況

(2) 小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道については、都道府県等において条例、要綱等による受検指導等が実施されている。実施された検査の状況については、都道府県より報告のあったものを表2-1、2-2に示す。また、小規模貯水槽水道に係る条例、要綱等の制定状況は表2-3、図2-1のとおりである。

表2-1 小規模貯水槽水道の設置状況及び検査実施状況

	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
検査対象施設数	840,170	830,762	820,011	807,200	803,115
検査実施施設数	26,304	27,750	27,822	28,081	27,019
受検率	3.1%	3.3%	3.4%	3.5%	3.4%

表2-2 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容

		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	
検査指摘施設数		6,673	6,735	6,634	6,893	6,434	
検査指摘率		25.4%	24.3%	23.8%	24.5%	23.8%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	10.8%	9.7%	9.6%	8.8%	10.0%
		受水槽本体の状態	8.8%	9.2%	8.9%	9.3%	10.4%
		受水槽上部の状態	4.0%	3.8%	4.6%	3.8%	4.8%
		受水槽内部の状態	11.0%	16.0%	17.3%	17.6%	11.0%
		マンホールの状態	20.6%	20.7%	23.2%	21.9%	22.5%
		オーバーフロー管の状態	9.6%	10.9%	11.4%	10.9%	9.8%
		通気管の状態	9.3%	9.5%	9.7%	9.3%	10.6%
		水抜き管の状態	8.9%	8.9%	9.7%	10.1%	9.6%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	4.8%	4.0%	5.0%	4.6%	5.2%
		高置水槽上部の状態	1.6%	1.2%	1.4%	1.1%	1.1%
		高置水槽内部の状態	5.9%	5.4%	5.2%	4.9%	5.1%
		マンホールの状態	12.0%	10.6%	11.9%	10.7%	11.9%
		オーバーフロー管の状態	5.6%	4.0%	4.4%	3.9%	4.1%
		通気管の状態	10.1%	7.8%	8.6%	8.3%	9.9%
水抜き管の状態		2.5%	1.0%	1.2%	1.0%	1.2%	
他	給水管等の状態	1.3%	0.9%	0.9%	1.1%	1.2%	
水 質 検 査	臭気	0.00%	0.01%	0.12%	0.01%	0.14%	
	味	0.01%	0.01%	0.14%	0.00%	0.09%	
	色	0.03%	0.03%	0.11%	0.07%	0.14%	
	色度	0.5%	0.4%	0.5%	0.1%	0.2%	
	濁度(濁りを含む)	0.4%	0.4%	0.5%	0.1%	0.2%	
	残留塩素	1.7%	1.5%	1.4%	2.2%	1.4%	
書類の整備保存の状況		38.8%	32.6%	36.3%	35.9%	35.5%	

表2-3 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	要領	H26.4.1	5m3超
岩手県	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5m3超
秋田県	要領	S62.4.1	全施設
山形県	要領	H3.12.1	全施設
	条例		全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3超
	要領	H1.10.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3超
栃木県	要領	H1.6.5	全施設
群馬県	要領	H23.2.25	受水槽10m3以下
埼玉県	-	-	-
千葉県	条例	S55.3.29	50人以上
	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H14.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟県	要綱	H25.4.1	全施設
	要綱	H14.10.18	全施設
富山県	条例	H15.4.1	全施設
石川県	要領	H21.4.1	全施設
	その他	H21.4.1	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要領	H18.4.1	全施設
長野県	要綱	S61.8.29	全施設
岐阜県	-	-	-
静岡県	(要綱)		その他
愛知県	要領	S55.4.16	全施設
	要領	S62.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設
兵庫県	要領	H24.4.1	全施設
奈良県	-	-	-
和歌山県	要領	H19.7.20	全施設
	条例		全施設
	要領	H26.4.1	全施設
鳥取県	その他	H15.3.25	全施設
	条例	H17.3.31	全施設
	条例	H10.12.16	全施設
	条例	S45.7.1	全施設
島根県	-	-	-
岡山県	要領	H5.4.1	全施設
広島県	要領	H24.4.1	全施設
	要領	H15.12.1	有効容量10m3以下
山口県	条例		全施設
	要綱		全施設
	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	全施設
	条例		全施設
高知県	要領	H9.4.1	全施設
	要領	H3.1.1	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県	-	-	-
長崎県	-	-	-
熊本県	-	-	-
大分県	要綱	S60.1.10	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設
沖縄県	要領	S60.7.15	有効容量10m3以下
	要領	H29.4.1	10m3以下

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
函館市	要綱	H1.5.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	5m3超
八戸市	要領	H25.4.1	5m3超
盛岡市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H15.4.1	全施設
仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
	条例	S50.7.1	5m3超
秋田市	要領	H10.4.1	10m3以下
山形市	条例	H23.4.1	全施設
	要綱	H20.4.1	10m3以下
郡山市	条例	H9.4.1	5m3超
いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
	条例	S44.10.17	全施設
福島市	条例	H24.12.27	5m3超
	要領	H25.4.1	全施設
宇都宮市	要領	H1.6.5	全施設
	要綱	H20.5.20	全施設
前橋市	要領	H24.10.29	全施設
高崎市	条例	S36.4.1	全施設
さいたま市	条例	H13.5.1	全施設
	要領	H21.5.1	全施設
川越市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.3.31	全施設
越谷市			
千葉市	要領	H12.6.1	全施設
	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	その他	H19.4.1	全施設
	その他	H27.7.16	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H18.12.22	〃
川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.12.8	〃
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H19.4.1	全施設
横須賀市	条例	H8.3.27	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設
茅ヶ崎市	条例	H25.4.1	全施設
新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
富山市	条例	H17.4.1	全施設
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
	条例	H15.4.1	全施設
長野市	要綱	H11.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
豊橋市	その他	H14.12.19	10m3未満
	要領	H24.4.1	全施設
豊田市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.2.12	全施設
	条例	S34.4.1	全施設
	要領	S34.4.1	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
四日市市	要領	H16.4.1	10m3以下
大津市	条例	H14.12.20	全施設
	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	10m3以下
大阪市	要綱	S60.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
堺市	要綱	H6.4.1	全施設
豊中市	要領	H24.4.1	全施設
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
	条例	S42.2.1	全施設
八尾市	要領	H25.11.1	全施設
高槻市	要領	H15.4.1	全施設
枚方市	要綱	H24.10.1	全施設
神戸市	要綱	H19.4.1	全施設
	要綱	H11.4.1	0㎡<V≤10㎡
尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
奈良市	条例	H15.4.1	全施設
和歌山市	条例	H30.4.1	10m3以下
	その他	H30.4.1	10m3以下
鳥取市	要綱	H15.4.1	全施設
岡山市	要領	H15.4.1	全施設
倉敷市	要領	H13.11.29	全施設
広島市	要領	H3.9.1	10m3以下
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	H17.2.13	全施設
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
	条例	H14.12.24	V≤10
	条例	H30.4.1	全施設
	要領	R1.6.6	V≤10
松山市	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H16.7.1	全施設
	要綱	H10.4.1	V≤10
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市	要綱	H24.6.1	全施設
	条例	S44.4.1	全施設
	要綱	H15.4.1	全施設
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
	要領	H19.4.1	全施設
	条例	S39.1.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
	条例	S35.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	要領	S59.7.1	全施設
熊本市	要綱	H5.7.1	10m3以下
大分市	要綱	H15.4.1	全施設
宮崎市	要領	H17.4.1	全施設
	要領	H15.4.1	10m3以下
鹿児島市	条例	S43.11.29	全施設
那覇市	条例	H9.12.26	全施設
	条例	H10.3.31	V≤10m³
	要綱	H15.3.31	V≤10m³

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.6.1	全施設
中央区	要綱	S59.7.1	全施設
港区	要綱	H9.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.16	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	H16.7.1	全施設
	要領	H16.7.1	その他
墨田区	要綱	S60.4.1	全施設
江東区	要綱	S60.5.24	全施設
	要領	S60.5.24	全施設
品川区	要綱	H21.4.1	全施設
	要領	H1.4.1	全施設
目黒区	要綱	S59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積500m2以上
	要領	S59.5.1	全施設
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.2.1	全施設
渋谷区	要綱	H5.6.1	全施設
	要領	H5.6.1	全施設
中野区	要綱	S61.11.1	全施設
杉並区	要綱	S59.6.1	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
荒川区	要綱	H26.3.1	全施設
	要領	H26.3.1	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S59.6.1	全施設
	その他	S59.6.7	全施設
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛飾区	要綱	S59.9.1	10m3以下
江戸川区	要綱	S52.5.23	全施設

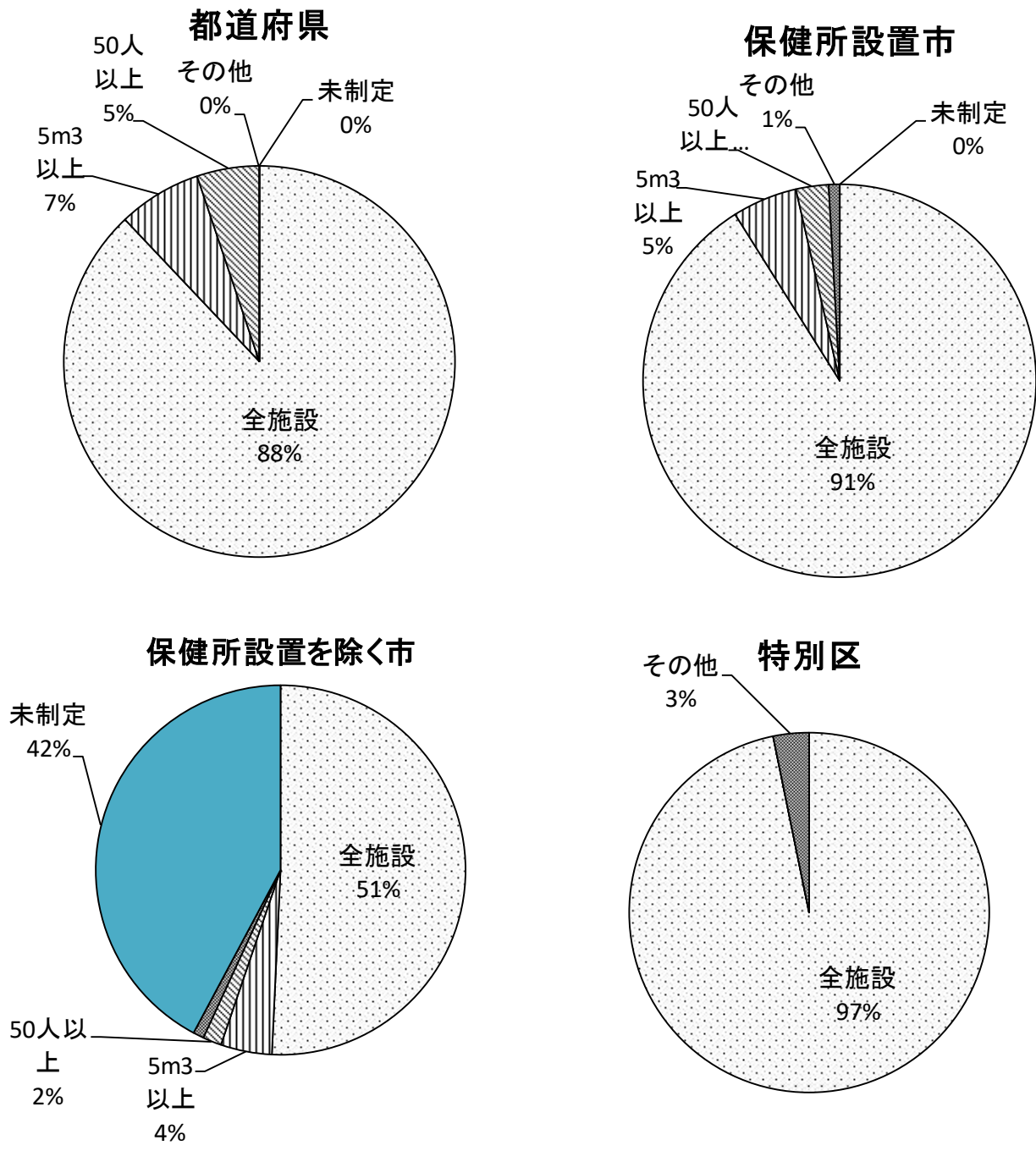


図 2 - 1 小規模貯水槽に係る条例・要綱等の制定状況

○その他貯水槽水道の管理に係る集計結果

簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査において指摘された不適合の区分別割合を図2-2、2-3に示す。

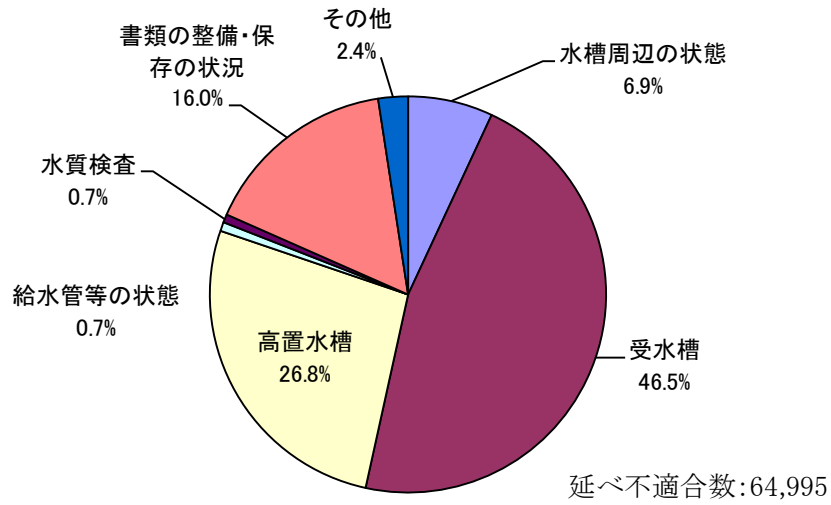


図2-2 簡易専用水道の不適合項目区分別割合

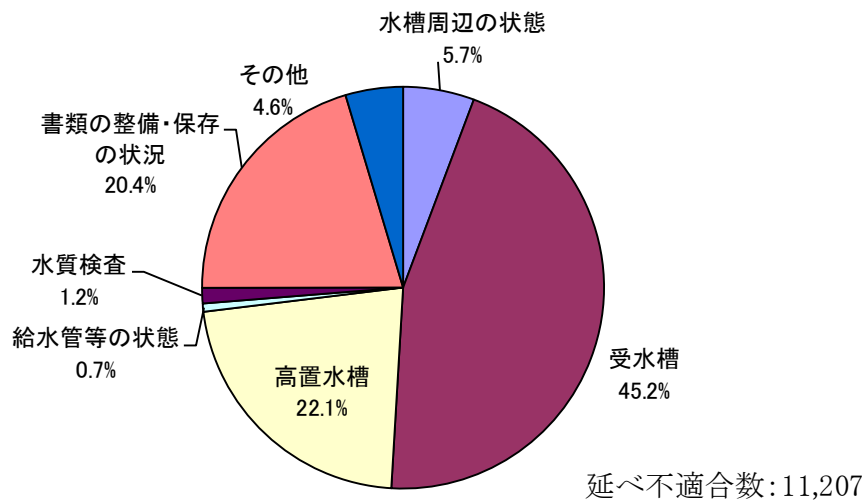


図2-3 小規模貯水槽水道の不適合項目区分別割合

○貯水槽水道の適正管理に係る取組み事例

①衛生行政担当部局と水道事業者との連携

衛生行政担当部局と水道事業者とで、定期的に協議会を開催し、簡易専用水道、小規模貯水槽の指導情報や施設数等の情報共有を行っている。また、貯水槽水道設置者からの届出と水道局からの情報提供に基づき、台帳を作成している。さらに水道局から、給水開始・停止、設備改造、廃止などの詳細なデータを入手して、台帳の更新を行っていた。

②水道事業者による小規模貯水槽の点検・指導の実施

給水区域内にある全ての小規模貯水槽水道を対象に、水道事業者による点検・指導の実施について設置者に案内し、同意を得た上で、立ち会いのもとで点検・指導を実施している。同一年度内に衛生行政担当部局の指導と重複しないように調整している。

③条例・要綱等の整備

貯水槽水道に関する条例・要綱等を制定し、貯水槽水道設置者に、簡易専用水道の管理について厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けたときは、衛生行政担当部局に報告を求めたり、衛生上問題があるとして、その旨を報告するよう助言を受けたときは、直ちに報告するよう求めたりしている。

④施設設置者への啓発・指導

衛生行政担当部局が作成する貯水槽水道施設台帳と登録検査機関から受検報告を受けて、検査を実施していない施設を抽出し、電話・訪問による指導を実施している。また、貯水槽水道設置者への啓発の為、年複数回の講習会を実施している。

(3) 飲用井戸等に係る衛生管理状況

各水質基準項目の水質検査状況並びに水質基準超過井戸の対応状況は、表3-1から3-6、図3-1のとおりである。また、飲用井戸等に係る条例、要項等の制定状況は表3-7のとおりである。

表3-1 一般項目に係る水質検査状況

	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
検査井戸数	32,055	25,368	24,996	30,462	27,952
基準超過井戸数(超過率)	※4	※4	※4	※4	※4
一般細菌	3,964 (12.4%)	2,165 (8.5%)	3,229 (12.9%)	3,450 (11.3%)	2,604 (9.3%)
大腸菌(群)	1,658 (5.2%)	138 (0.5%)	1,284 (5.1%)	1,127 (3.7%)	881 (3.2%)
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	770 (2.4%)	386 (1.5%)	693 (2.8%)	808 (2.7%)	513 (1.8%)
その他項目	4,226 (13.2%)	2,617 ※8	2,028 (8.1%)	1,932 (6.3%)	1,748 (6.3%)

表3-2 一般項目の水質基準井戸の対応状況

年度	対応状況									
	専用井戸					併用井戸				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成28	12	180	32	330	554	283	79	14	50	426
平成29	35	212	26	163	436	213	60	14	29	316
平成30	43	193	53	109	398	214	69	2	36	321
令和元	16	184	46	75	321	180	74	9	15	278
令和2	21	166	56	104	347	148	46	10	13	217

※1：一般項目とは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する水道水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、その他項目（塩化物イオン、有機物等、pH値、味、臭気、色度及び濁度）をいう。

※2：検査井戸数とは、原則として一般項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3：超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4：調査項目を見直したため、集計は行っていない。各調査項目の左欄に基準超過数、右欄に検査実施井戸数を計上している。

※5：その他項目の数値については各項目の合計値を計上している。

※6：基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況（飲用指導など）が確認された井戸の数を計上している。

※7：専用井戸とは、汚染の判明時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。各年度の井戸数は当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある

※8：検査井戸数に重複があるため、集計は行っていない。

表3-3 トリクロロエチレン等に係る水質検査状況

	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
検査井戸数	4,534	3,937	3,708	3,054	4,062
基準超過井戸数(超過率)	※4	※4	※4	※4	※4
四塩化炭素	3 (0.1%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	4 (0.1%)	3 (0.1%)
1,4-ジ'オキサン	4 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
シス及びトランス-1,2-ジ'クロロエチレン	8 (0.2%)	6 (0.2%)	9 (0.2%)	7 (0.2%)	23 (0.6%)
ジ'クロロメタン	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25 (0.7%)	0 (0.0%)	22 (0.5%)
テトラクロロエチレン	43 (0.9%)	60 (1.5%)	48 (1.3%)	28 (0.9%)	22 (0.5%)
トリクロロエチレン	33 (0.7%)	17 (0.4%)	39 (1.1%)	23 (0.8%)	21 (0.5%)
ベンゼン	3 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (0.5%)

表3-4 トリクロロエチレン等の水質基準井戸の対応状況

年度	対応状況							
	専用井戸				併用井戸			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成28	2	1	27	30	26	2	0	28
平成29	23	3	12	38	31	3	0	34
平成30	8	3	14	25	22	1	18	41
令和元	5	2	11	18	36	4	20	60
令和2	1	2	3	6	34	6	2	42

※1:トリクロロエチレン等とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目等のうち、四塩化炭素をはじめとする有機溶剤系物質項目である。

※2:検査井戸数とは、原則としてトリクロロエチレン等のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3:超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4:調査項目を見直したため、集計は行っていない。各調査項目の左欄に基準超過数、右欄に検査実施井戸数を計上している。

※5:基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※6:専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

表 3 - 5 その他項目に係る水質検査状況

	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
検査井戸数	18,016	12,234	15,229	16,802	16,447
基準超過井戸数(超過率)	※4	※4	※4	※4	※4
ヒ素	202 (1.1%)	109 (0.9%)	106 (0.7%)	123 (0.7%)	83 (0.5%)
フッ素	290 (1.6%)	231 (1.9%)	57 (0.4%)	246 (1.5%)	59 (0.4%)
水銀	12 (0.1%)	7 (0.1%)	7 (0.0%)	3 (0.0%)	9 (0.1%)
六価クロム	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.0%)	0 (0.0%)
その他水質基準項目	1,136 (6.3%)	594 ※9	816 (5.4%)	963 (5.7%)	806 (4.9%)

表 3 - 6 一般項目の水質基準井戸の対応状況

年度	対応状況 ^{※5}					
	専用井戸 ^{※6}			併用井戸 ^{※6}		
	水道加入	その他 ^{※7}	計	飲用中止	その他 ^{※7}	計
平成28	2	140	142	79	11	90
平成29	23	425	448	80	595	675
平成30	4	45	49	38	6	44
令和元	6	30	36	24	7	31
令和2	0	47	47	18	10	28

※1: その他項目とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目の内、①一般項目、②トリクロロエチレン等で調査した項目以外のヒ素、フッ素等の項目である。

※2: 検査井戸数とは、原則としてその他項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: 調査項目を見直したため、集計は行っていない。各調査項目の左欄に基準超過数、右欄に検査実施井戸数を計上している。

※5: その他水質基準項目とは、その他項目のうち、ヒ素、フッ素、水銀及び六価クロム以外の項目(鉄、マンガン、硬度等)である。数値については各項目の合計値を計上している。

※6: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※7: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれしている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

※8: その他とは、浄水設備設置、水源変更、煮沸、飲用制限等の措置を指す。各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある

※9: 検査井戸数に重複があるため、集計は行っていない。

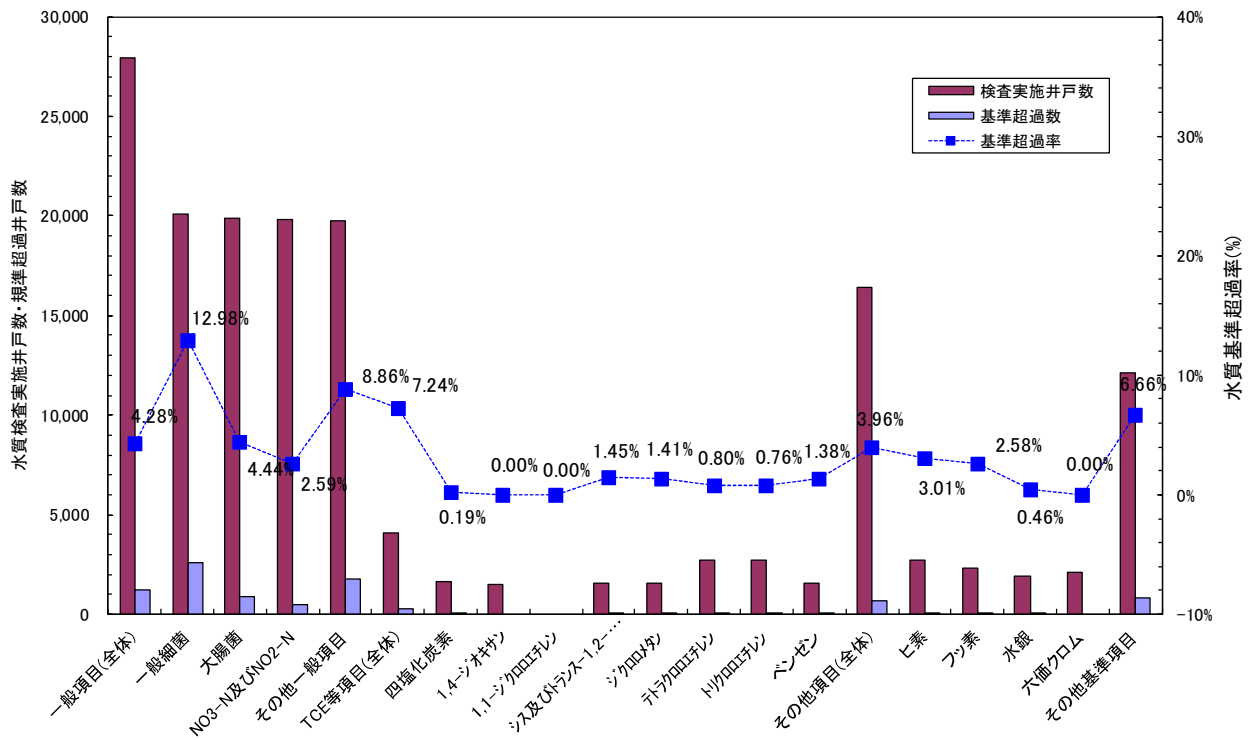


図3-1 飲用井戸等における項目別水質検査状況（令和2年度）

表3-7 飲用井戸等に係る要綱等制定状況（都道府県、特別区）

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	条例	S47.12.23	一般需要で100人以下又は、一般需要以外で30人以上100人以下
	要領	S62.8.21	全施設
岩手県	条例	S33.7.10	100人超過
	要領	H15.3.31	
宮城県	条例	S50.7.1	100人以下30人以上
秋田県	条例	S35.7.1	100人以下30人以上
	要領	S62.4.1	全施設
山形県	条例	S44.4.1	50人以上
	要領	H3.11.20	50人以下
福島県	条例	S54.7.16	50人超
	要領	H1.10.1	
茨城県	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅
栃木県	条例	S38.10.8	50人以上の施設、学校
	要領	H1.6.15	50人未満
群馬県	条例	H23.4.1	
埼玉県	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	H19.10.23	全施設
新潟県	条例	S33.3.31	30人以上
富山県	要領	H14.4.22	全施設
石川県	要領	S63.4.1	
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	条例	H16.11.1	全施設
	要領	H14.12.4	全施設
長野県	要領	H4.12.21	全施設(旅館等を除く)
岐阜県	要綱	H13.4.1	全施設
愛知県	要領	S55.4.16	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	条例	S24.3.22	業務用井戸及び10世帯以上
	その他	H25.7.1	全施設
大阪府	条例	S33.10.13	50人以上または1日最大給水量7.5m ³ 以上のもの
	要領	S60.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m ³ 未満のもの
兵庫県	条例	S39.4.1	50人以上等
	要領	H25.4.1	
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	要領	H3.7.24	
島根県			
岡山県	要領	H1.4.1	
広島県	要領	H5.12.1	全施設
山口県	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.19	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	50人以上
高知県			
福岡県			
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上
長崎県			
熊本県	要領	H26.9.1	飲用井戸等
大分県	条例	S33.11.1	居住者50人以上100人以下
	要領	H16.4.1	全施設
宮崎県	要領	S62.4.1	全施設
鹿児島県	条例	H17.4.1	全施設
	要領	H27.4.1	全施設
沖縄県			

特別区	種類	施行日	対象施設
新宿区	要綱	S62.11.18	-
目黒区	要綱	S63.4.1	飲用水を供給する井戸等
北区	要綱	S63.6.1	全施設
足立区	要領	H17.4.1	全施設

表3-7 飲用井戸等に係る要綱等制定状況（保健所設置市）

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.3.31	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
函館市	要領	H1.5.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	全施設
八戸市	要領	H25.4.1	全施設
盛岡市	条例	S33.7.10	100人以上
	要領	H25.4.1	全施設
仙台市	条例	S50.7.1	30人以上
	要綱	H12.4.1	30人未満
秋田市	条例	S35.3.30	30人以上
	要領	H10.4.1	30人未満
郡山市	条例	H9.4.1	50人超
いわき市	条例	H11.4.1	50人超
	要領	H12.4.1	50人以下
宇都宮市	条例	S38.10.8	50人以上
前橋市	条例	H21.4.1	30人以上
高崎市	条例	H23.4.1	30人以上
さいたま市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
川越市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
越谷市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
千葉市	条例	H4.4.4	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	要綱	H19.4.1	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	H23.4.1	全施設
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
川崎市	条例	H7.10.1	
	要綱	S62.12.8	専ら一戸の住宅
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	H27.4.1	全施設
横須賀市	条例	H8.10.1	全施設
	要領	H23.4.1	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
茅ヶ崎市	条例	H25.4.1	水道水以外の水を利用する食品営業施設
新潟市	条例	H12.3.28	水道水以外の水を利用する食品営業施設
富山市	要領	H26.8.22	飲用水の衛生に係る法令の適用外
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
長野市	要綱	H16.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.4.1	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	
名古屋市	要綱	S52.1.1	受水タンクを有する建築物
豊橋市	要領	H12.4.1	簡易専用水道以外の貯水槽水道
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
豊田市	要領	H16.2.12	全施設
四日市市	条例	S41.10.1	50人以上
大津市	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市	条例	S33.10.13	50人以上

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
堺市	条例	S33.10.13	50人以上
豊中市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H24.4.1	全施設
高槻市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H15.4.1	全施設
枚方市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H26.4.1	全施設
東大阪市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	S63.4.1	全施設
神戸市	条例	S39.4.1	50人以上
姫路市	条例	S39.4.1	50人以上
	その他	H17.4.1	50人以上
尼崎市	条例	S39.4.1	50人以上
	要綱	H20.2.1	全施設
西宮市	条例	S39.4.1	50人以上
	要領	H25.4.1	50人未満
奈良市			
和歌山市			
岡山市	要領	H6.4.1	全施設
倉敷市			
広島市	要領	S62.4.1	50人以上又は10世帯以上
呉市			
福山市			
下関市			
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
松山市	条例	S38.7.10	50人以上
	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H10.4.1	全施設
北九州市			
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
久留米市			
長崎市	要綱	H15.4.1	
佐世保市			
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
大分市	条例	S33.11.1	50人以上
	要領	H16.4.1	全施設
	要領	H25.4.1	全施設
宮崎市	要領	H10.4.1	
鹿児島市			
那覇市			